

個人情報等の安全確保に関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意を持って本契約を行うものとする。

(秘密保持義務)

第2条 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

(安全確保の措置)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の利用及び第三者への提供)

第5条 乙は、本契約に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(目的外利用の禁止等の義務)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

(労働者派遣業務終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却または廃棄しなければならない。

(個人情報等取り扱い従業員の明確化)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。

(個人情報等の複製等)

第9条 乙は、個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(個人情報等の管理状況についての検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の向上等の関係場所に立入調査をさせることができる。

(事故等の発生時における報告)

第11条 労働者派遣業務に係る個人情報等に関する事故等が発生した場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告する。

(違反した場合における契約解除の措置)

第12条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。